

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び整備管理者制度の運用の改正について

1. 背景

- (1) 令和 4 年 4 月、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）（以下「道路交通法」という。）が成立し、令和 5 年 4 月から運転者が不在の状態での自動運転（以下「特定自動運行」という。）を行うことが可能となり、令和 5 年 3 月 31 日付けで、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 31 号）を公布し、令和 5 年 4 月 1 日付けで施行したところである。

先般の省令改正を踏まえ、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）の解釈及び運用を規定している「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）」において、特定自動運行保安員に対する考えが示されたことから、新たに定められた特定自動運行保安員に関する違反について、行政処分の対象に追加する。

- (2) 旅客自動車運送事業者は、旅客に対して適切な情報を提供し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、事業用自動車内に事業者名や運転者その他の乗務員及び特定自動運行保安員の氏名等の必要事項を掲示することが義務付けられている。また、自家用有償旅客運送を行う者についても同様の趣旨から、自家用有償旅客自動車内における運転者及び特定自動運行保安員の氏名等の必要事項の掲示が義務付けられている。

他方、SNS の普及をはじめとした時代の変化に伴い、乗務員等のプライバシーを守り安心して働くための環境を整備しつつ、旅客に対する適切な情報提供を行う観点から、その在り方を踏まえた車内の掲示規定の見直しが求められ、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 31 号）を公布し、令和 5 年 8 月 1 日に施行したところである。

今般の省令改正において、事業用自動車内の禁煙表示について、これまで義務付けられていなかった一般貸切旅客自動車運送事業や一般乗用旅客自動車運送事業についても同様の措置を講じることとなったことから、行政処分の対象に追加することとする。

- (3) 依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析と

さらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、令和4年12月に取りまとめた「中間取りまとめ」において、整備管理者権限の明確化や整備管理者に対する指導強化が提言されたところ、これを受けて「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年自動車交通局長通達(国自整第216号))等、所用の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第31号)の改正に対して、以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

- ①特定自動運行事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う特定自動運行保安員について、適切な数を選任されていないもの(運輸規則第15条の2第1項、安全規則第3条第1項及び第2項関係)

初違反 警告、再違反 10日車

- ②特定自動運行に必要な装置を備え付けていない車両に特定自動運行保安員が乗務せずに運行したもの(運輸規則第15条の2第2項、安全規則第3条の2第1項関係)

初違反 警告、再違反 10日車

- ③特定自動運行旅客運送及び特定自動運行貨物運送を行う場合の体制を整備していなかったもの(運輸規則第15条の2第3項、安全規則第3条の2第2項関係)

初違反 10日車、再違反 20日車

- ④特定自動運行旅客運送の運行中、事故発生時等において死傷者に対しすみやかに応急手当等の必要な措置を講じなかったもの(運輸規則第15条の2第4項関係)

初違反 警告、再違反 10日車

- ⑤特定自動運行旅客運送を行う特定自動運行保安員が、運行時刻前に早発したもの(運輸規則第15条の2第6項関係)

初違反 警告、再違反 10日車

- ⑥発車直前の安全確認が出来ていないにもかかわらず、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員に対し、警音器を吹鳴しなかったもの(運輸規則第15条の2第9項関係)

初違反 警告、再違反 10日車

- ⑦特定自動運行旅客運送を行う特定自動運行保安員が、運送の引受けをすることができない場合には、回送板を掲出させなかったもの、またはそれ以外の場合に回送板を掲出したもの(運輸規則第15条の2第10項及び第11項関係)

初違反 警告、再違反 10日車

- ⑧特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督を怠ったもの（運輸規則第38条第3項、安全規則第10条第3項関係）

初違反 警告、再違反 10日車

- ⑨その他改正に際し、項ずれ、変更された用語等について修正する。

（2）道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第31号）の改正に対して、以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

- ①一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者に対して、禁煙表示の掲示義務を追加（運輸規則第42条第3項関係）

初違反 勧告 再違反 警告

（3）「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年自動車交通局長通達（国自整第216号））等、以下の改正を行い、違反を新たに行政処分の対象に追加する。

- ①整備管理者の業務及び役割に以下を明記

（ア）大型車※を保有する場合のタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理を実施すること又は整備工場等を実施させること

（イ）点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）、その他の記録簿を管理すること

※車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車

- ②整備管理規程にタイヤ交換等の自家整備作業要領を具体的に記載することを明記

- ③整備管理者選任前・選任後研修カリキュラムに大型車の車輪脱落事故の事例及びその防止対策を追記

- ④大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故を惹起した運送事業者に対し、行政処分を実施（道路運送車両法第47条第1項関係）

・初違反 20日車、再違反 40日車

- ⑤一定期間に複数回の上記事故を惹起した整備管理者に対し、解任命令を発令

・④による再違反の処分となる場合

3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和5年10月1日